

賑わいある美しい農山漁村づくり推進事業実施要綱

平成20年4月1日付け19農振第2100号
農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

都市住民をはじめとする多くの国民が有する農山漁村の住民等との交流並びに農山漁村での滞在及び定住に対する願望を実現していくことは、農山漁村に活力と賑わいをもたらすことにつながると期待されている中、賑わいある美しい農山漁村づくりを推進していくに当たっては、国民の願望を新たなライフスタイルとして定着を図るとともに、都市と農山漁村がそれぞれに有する特徴を生かし、お互いに魅力を享受できるような関係を構築し、都市と農山漁村との間で「人・もの・情報」が循環する都市と農山漁村の共生・対流（以下「共生・対流」という。）を国民運動として展開していくことが求められている。

特に、国民運動の展開を強化していくに当たっては、民間企業、各種団体等の多様な主体による自主的な活動や各地域における意欲的な取組を優良事例として広く紹介しつつ、これらの活動が持続的なものとなるようにすることが必要である。

賑わいある美しい農山漁村づくり推進事業（以下「本事業」という。）は、共生・対流の国民運動としての展開の推進に向けて、民間企業等による社会貢献活動やグリーン・ツーリズム等の事業化に向けた取組等の活性化に資する支援策を実施するとともに、マスメディア等を媒介とした戦略的な情報発信を行い、国民各層での共生・対流の活発化につながる実効的な取組を展開することにより、賑わいある美しい農山漁村づくりの推進を図るものである。

第2 事業内容

本事業で実施する事業内容は、次に掲げるとおりとする。

1 共生・対流の効果的な推進方策の検討

共生・対流を国民運動として展開していくために、共生・対流に賛同する各分野の有識者、民間企業、関係団体等で構成する実行委員会を設置し、民間企業との間の連携強化等による自立的かつ持続的な活動を効率的、効果的に展開するための推進方策の検討を行う。

2 農山漁村における滞在・体験型旅行商品の開発及び販売の促進

旅行事業者、交通事業者等で構成する旅行商品を開発するための研究会（以下「研究会」という。）を設置し、農山漁村において農林漁家民宿等に宿泊し、農業体験等の活動を行うことを内容とする旅行商品（以下「滞在・体験型旅行商品」という。）の開発及び販売の促進を行う。

3 共生・対流の活発化につながる効果的な情報発信

- (1) 共生・対流に資する活動を行う民間企業等と連携した効果的な情報発信を行う。
- (2) グリーン・ツーリズムの受入地域に係る情報等共生・対流の推進に資する情報の収集、整備及び提供を行う。

4 賑わいある美しい農山漁村づくりに資する取組に対する表彰

- (1) 共生・対流の推進に関する優れた取組に対する表彰を行う。
- (2) 美しいむらづくりに関する優れた取組に対する表彰を行う。
- (3) 女性主体型の農村振興に関する優れた取組に対する表彰を行う。

第3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体とする。

第4 事業実施期間

本事業の事業実施期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とする。

第5 事業実施手続

- 1 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、農村振興局長に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 農村振興局長が別に定める事業実施計画の重要な変更については、1に準じて行うものとする。
- 3 第2の1から3までの事業実施主体は、毎年度、農村振興局長が別に定めるところにより、年度別事業実施計画を作成し、農村振興局長に提出し、その承認を受けるものとする。
- 4 農村振興局長が別に定める年度別事業実施計画の重要な変更については、3に準じて行うものとする。

第6 助成

国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。

第7 事業実施状況の報告

第2の1から3までの事業実施主体は、毎年度、第5の3の年度別事業実施計画に基づく事業について、農村振興局長が別に定めるところにより、年度別事業実施報告書を作成し、農村振興局長に提出するものとする。

第8 事業実施結果の報告

事業実施主体は、第5の1の事業実施計画に基づく事業が完了したときは、農村振興局長が別に定めるところにより、農村振興局長に報告するものとする。

第9 事業の推進体制

国は、本事業を効率的かつ効果的に推進するため、本事業の実施に必要な指導及び助言に当たるものとする。

第10 委任

本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。